

東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針について

経緯

- 原子力損害賠償紛争審査会は、賠償を円滑に進めるため、原子力損害の範囲の判定等のための指針を原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次策定。
 - ・第一次指針(4月28日): 政府指示等に伴う損害
 - ・第二次指針(5月31日、6月20日追補):
いわゆる風評被害や避難生活等に伴う精神的損害

中間指針の位置付け

- これまでの指針で示された損害の範囲も含め、原子力損害の範囲の全体像を中間指針として取りまとめ。
- 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得る。
- 今後も、事故の収束、避難区域見直し等状況変化に伴い、必要に応じて指針で示すべき事項について検討。

地域的分類

政府指示等の対象地域等

I 避難等に伴う損害 (避難区域 [警戒区域]、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、**特定避難勧奨地点**、**南相馬市より一時避難要請があった区域**)

- 避難、一時立入、帰宅費用
 - ・ 避難費用(交通費、宿泊費、家財道具移動等)
- 検査費用(人)
- 生命・身体的損害
 - ・ 避難等によって生じた健康状態悪化等による治療費等
- 精神的損害
 - ・ 事故後6ヶ月間(第1期)は月額10万円(体育館等12万円)
 - ・ 第1期終了から6ヶ月間(第2期)は月額5万円等
- 財物価値の喪失又は減少等
- 営業損害 (農林水産業、製造業等事業一般)
 - ・ 営業、取引等の減収分
 - ・ 商品廃棄、拠点移転等の追加的費用
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)
 - ・ 商品の汚染検査費用

II 航行危険区域、**飛行禁止区域**設定に係る損害

- 営業損害(漁業者、海運業者、旅客船事業者、**航空運送事業者**等)
 - ・ 操業困難による減収分
 - ・ 航路迂回による費用増加分
- 就労不能等に伴う損害

III 農林水産物(**加工品含む**)及び**食品**の出荷制限指示等に係る損害 (出荷、作付制限、放牧、牧草等給与制限、**食品衛生法に基づく販売禁止、検査等**)

- 営業損害(農林漁業者・流通業者等)
 - ・ 出荷断念等による減収分
 - ・ 商品廃棄費用等の追加的費用
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)

IV **その他の政府指示等に係る損害** (水に係る採取制限、上下水道副産物取扱指導、**学校等校舎・校庭利用に関する通知等**)

- 営業損害
 - ・ 代替水提供、汚泥保管、校庭の線量低減対策費用等
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)

政府指示等の対象外地域等

V いわゆる風評被害 (別紙参照)

【一般的基準】

- ・ 放射性物質による汚染の危険性を懸念して敬遠したくなる心理が平均的・一般人を基準に合理的な場合。
- ・ 原則として損害と認める類型を提示。

○ 営業損害

- ・ 取引数量減少、価格低下による減収分
- ・ 商品廃棄費用等の追加的費用
- 就労不能等に伴う損害
- 検査費用(物)

※**農林漁業・食品産業、観光業、製造業等、輸出を類型化(詳細は別紙)**

VI いわゆる間接被害

上記 I ~ V の損害を受けた1次被害者との関係で、「**取引に代替性のない場合(事業の性質上、販売先又は調達先が地域的に限定されている事業で必然的に生じたもの)**」を相当因果関係のある損害と認める。

(間接被害者の営業損害の例)

- ・ 顧客の大半が避難したことで売上げが減少した避難区域に近接する商店等
- ・ 操業停止で水揚げがない漁港の製氷業者、仲買人等

VII その他

【放射線被曝による損害】

- ・ 復旧作業に従事した原発作業員・自衛官等または住民等の急性・晩発性放射線障害

【各種給付金等と損害賠償金との調整】

【地方公共団体等の財産的損害】

※**【解体大事故】**は中間指針での追加事項

